

『障害者自立支援法』がはじまります

これまでは身体障害者と知的障害者、精神障害者といった障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容などが決められていました。平成18年4月から障害者自立支援法により、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになります。

●障害者自立支援法の5本柱 障害のある人たちの 自立した地域生活を支援

- 1 障害者の福祉サービスを一つにまとめます。
サービス主体を市町村にまとめ、障害の種類(精神障害・知的障害・身体障害)にかかわらず、障害者の自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、共通の制度により共通の福祉サービスや公費医療負担を提供します。
- 2 働く意欲のある障害者が企業などで働けるように支援します。
地域の限られた社会資源(制度、施設など)を活用できるように「規制緩和」をします。
- 3 公平なサービス利用のため、手続きや基準を透明化、明確化します。
- 4 増大する福祉サービスなどの費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化をします。

●どうやってサービスを利用するの？

福祉サービスを利用するために、障害程度区分が導入されます。認定調査を受け、審査会で障害程度区分が決定されます。障害程度区分によって利用できるサービスの量が違います。
※現在、在宅で訪問を受けたり、通所などのサービスを利用している方は、4月以降に認定調査を行います。

●自立支援医療

「精神通院公費負担医療(32条)」「更正医療」「育成医療」が変わります。
これまでの精神障害者対象の「精神通

院公費負担医療」、身体障害者対象の「更正医療」、障害児対象の「育成医療」は、手続きや利用者負担の仕組みがばらばらの制度でしたが、「自立支援医療」として統一された仕組みになります。給付の対象者についてはこれまでの制度と同じです。
※3月中旬に、自立支援医療の申請が済んでいない方は、至急手続きをしてください。

問合せ先 福祉事務所 社会福祉担当

☎(46)5112

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

「看護の日」のご案内

「看護の心をみんなの心に」
5月12日は「看護の日」
5月7日から13日は「看護週間」です。
これは、近代看護の創始者であるナイチンゲールの生誕を記念して制定されています。この機会を通じて、「看護の心」の普及啓発を行い、看護についての関心、理解を呼びかける目的に「フェスタ看護」と銘打って様々なイベントが開催されます。

不正大麻・けし撲滅運動

アサの若い葉である大麻には幻覚を引き起こす成分が含まれているため、一般の栽培や所持が禁止されています。けしの仲間には、園芸用の植物として人気がありますが、大麻の成分が含まれているために法律で栽培が禁止されているものがあります。これらは外観の特徴から園芸用のけしと区別できます。植えてはいけません。

- ・ ケシ(ソムニフェルム種)
- ・ アツミゲシ
- ・ ハカマオニゲシ

植えてもよいけし

- ・ オニゲシ
- ・ アイスランドポピー
- ・ ヒナゲシ

春先は、アサやけしが成長してその特徴が現れる時期です。そこで不正大麻・けし撲滅運動を実施します。

実施期間 5月1日～6月30日

不正栽培または自生している大麻・けしを発見した場合は、富士・東部保健所へ連絡してください。

問合せ先

衛生課

☎0555(24)9033

第28回山梨県看護大会

5月12日(金)午後2時～
ベルクラシック甲府
いきいき看護文化展

5月7日(日)～13日(土)

県民情報プラザ

5月12日(金)

JR大月駅前他
一日看護師

6月から7月の期間、管内高校生を対象に一日看護体験を行います。多くの参加をお待ちしています。

問合せ先

健康支援課

☎0555(24)9034